第６期豊川市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

（設　置）

第１条　　第６期豊川市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、幅広い視野から協議するため、第６期豊川市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組　織）

第２条　委員会は、別表に定める関係者を委員として組織し、市長が委嘱する。

（任　期）

第３条　委員の任期は、委嘱をした日から平成２７年３月３１日までとする。

２　前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役　員）

第４条　委員会に、会長及び副会長を置く。

２　会長は、学識経験者をもって充てる。

３　副会長は、会長が指名した委員をもって充て、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職を代理する。

（会議等）

第５条　委員会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

２　会長は、必要に応じ関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第６条　委員会の事務局は、豊川市健康福祉部介護高齢課に置く。

（雑　則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成２５年９月６日から施行する。